

第3章

外部評価の実態に関する調査

本学が自己点検評価に着手し、「自己評価委員会」を設置してから5年を経過した。

全国大学も同様に、研究教育の改善に向けて自己点検評価を行っている。

こうしたなかにあって、大学改革を一層推進し、実効的なものとするためには、単なる「自己評価」にとどまらず、自ら外部の検証に身を晒すことによって、より客観的な事実認識を行う必要があるとの批判も生まれてきた。それが、いわゆる「外部評価」の導入問題である。

全国の大学においては、既に何らかの形で外部評価の導入を始めたところもある。また、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」に関連した法令改正作業によれば、「多元的な評価システムの確立—大学の個性化と教育研究の不断の改善—」と題する項目のなかで、「第三者機関の設置」と、「自己点検・評価の学外者による検証の努力義務」がうたわれている。

このような環境のなかにあって、本学も外部評価問題に無関心にとどまることはできない。本学における研究・教育の改善にとって、より客観的な事実認識が不可欠なことは言うまでもなく、そのために第三者の意見を徴することが有意義であることもまた多言を要しないであろう。しかし同時に、大学の自治、研究教育の自由が確保されることが不可欠である以上、この二つの要請が両立する外部評価の道が模索されなければならない。

本委員会は、以上のような観点に立って、外部評価導入の可否・その具体的形態の選択の検討に先立ち、既存の外部評価のあり方として、どのようなものが存在するかについての実態調査を行うことにした。

この作業の一貫として行ったことは、主要な他大学の事例を収集すること、及び、大学基準協会による評価システムの検討である。

各大学の外部評価の事例を見ると、その形態が極めて多様であることが分かる。外部評価委員として、大学教師のみの参加を求めるもの、それ以外の参加を認めるもの、外国人研究者にも協力を求めるもの、研究教育「体制」を総括的に評価する形式のもの、個々の研究者の研究内容に立ち入って評価する形式のもの、比較的短期間で審査を終了するもの、かなり長期的審査期間を設けるもの、大学基準協会を外部審査機関として利用するもの等々、と様々である。

この最後に示した大学基準協会を利用する方法は、近時、多くの大学が関心を示してきた方法である。同協会の行う審査には、「加盟判定審査」と「相互評価」の2種類があり、前者は大学が同協会の「維持会員」になる場合に受ける審査、後者は維持会員大学に対してなされる定期的な評価である（詳細は後掲資料参照）。本学は、既に同協会の「賛助会員」であるが、「維持会員」になるとすれば、先ず「加盟判定審査」を受けることになる。本委員会は、平成10年4月23日、同協会によって開催された「大学評価セミナー」（於、東京・如水会館）に参加して、評価システムの研修

を行うこととした（参加者、結城洋一郎委員長、高塚恵事務官）。

このセミナーでは、大学評価の意義・概況、その実務手続の説明がなされ、次いで、愛知学院大学、札幌大学、東京経済大学、新潟大学の4大学から、相互評価と加盟判定審査の経験が報告された。報告によれば、大規模大学の場合、加盟判定審査には1年以上の時間と、多額の費用（膨大な資料）及び労力が必要となるようである。

外部評価が全国の注目を集めた時期とあって、会場は盛況を極めた。この報告会には、全国160大学から約300名の大学関係者が出席している。

いずれ、本学においても外部評価の具体的検討が開始されるであろうが、その一助とした大学基準協会の概要に関する資料を掲載しておく。また、本報告書には掲載できなかった他の資料をも参考していただければ幸いである。

平成10年3月31日

第2回「大学評価」の結果の公表について

財団法人 大学基準協会

相互評価委員会委員長 大南正瑛

判定委員会委員長 大谷隆一

大学評価の主旨

すでにご承知のとおり、大学基準協会は、平成8年度、第1回大学評価を実施いたしました。本協会の大学評価には、「加盟判定審査」と「相互評価」の2種類があります。

「加盟判定審査」は、本協会の維持会員校の地位を得ようとする大学に対してなされる審査です。従って、そこでは大学が維持会員校としての最低要件を充足しているかどうかが審査の中心になるとともに、今後、一層の改善改革に向け努力をしていく可能性があるか否かという点も併せて審査されることになります。

「相互評価」は、すでに維持会員になっている大学に対し、定期的に実施される評価です。そこでは、協会の維持会員として最低要件を充たしていることを確認した上で、大学が教育研究水準の向上に向けて現在払っている努力の状況が中心的に評価されることになります。

このように、両者に基本的な違いがあるとはいえ、いずれにおいても、それぞれの大学が質的・量的側面から総合的に審査・評価されることになります。本協会が大学評価を実施した目的は、今日の厳しい国内並びに国際的競争環境に置かれているわが国大学の水準の向上を側面から支援するとともに、広く社会に対して、各大学の質を保証・認定することにあります。

大学評価の組織体制の確立と大学評価の実施

第2回となる今年度の大学評価は、平成9年8月31日をその締め切りとして、スタートしました。そして、9月には、大学評価の申請をした大学に対応して、次のような組織体制の下に具体的な評価活動が行われました。

「相互評価」の中心となる相互評価委員会の下には、4つの大学評価分科会と、教育学系、文学系第1、文学系第2、文学系第3、神学系、社会学・情報学系、法学系、法学・政治経済学系、経済学系、経済学・経営学系、商学・経営学系、理学系、工学系第1、工学系第2、農学系、医学系、歯学系、薬学系、生活科学系の19の専門評価分科会が設置されました。

また、「加盟判定審査」の中心となる判定委員会には、4つの大学審査分科会と、人文・国際学系、法学系、経済学系、商学・経営学系、理工学系、生活科学系の6つの専門審査分科会が設置されま

した。

相互評価委員会の各分科会委員は、延べ117人、判定委員会の各分科会委員は、延べ52人となり、全体では、33の分科会、委員延べ169人の体制で大学評価に臨むこととなりました。

また、具体的な審査・評価に先立ち、相互評価委員会・判定委員会の正・副委員長合同打合せ会を開催し、今年度の審査・評価の体制、方法等の方針を検討した後、分科会委員を対象とした「大学評価打合せ会」を2回開催し、審査・評価への体制を整えました。

各分科会は、11月、12月に集中的に開催され、相互評価については、大学評価分科会4回、専門評価分科会19回、正・副委員長・幹事打合せ会1回の計24回の会議の後、相互評価委員会と理事会の議を経て、最終的に去る3月17日の評議員会において相互評価の認定を行いました。

また、加盟判定審査については、大学審査分科会4回、専門審査分科会6回、正・副委員長・幹事打合せ会1回の計11回の会議の後、判定委員会と理事会の議を経て、3月17日の評議員会において本協会の維持会員校への認定が行われました。

大学評価の審査・評価結果

去る3月17日開催の第79回評議員会と同日開催された理事会において、平成9年度に相互評価を申請した大学の最終認定が行われるとともに、加盟判定審査を申請した大学の維持会員への加盟・登録が承認され、第2回の大学評価が終了しました。

相互評価認定を受けた大学は、3国立大学、13私立大学の計16大学、また、新たに維持会員校として加盟することとなったのは、2公立大学、6私立大学の計8大学です。

この結果、維持会員大学数は、220大学となり、全4年制大学数の36.4%を占めるに至りました（平成10年4月1日現在）。

平成9年度に大学評価を受け、理事会によって最終承認された大学並びに結果の概要については、下記の通りです。

1 第2回相互評価を申請して認定を受けた大学

(大学五十音順、() 内は大学基準協会に対する代表者(相互評価申請当時))

桜美林大学(佐藤東洋士)

岡山大学(小坂二度見)

関西大学(石川啓)

関西医科大学(田代裕)

関東学院大学(内藤幸穂)

群馬大学(石川英一)

甲南大学(中西典彦)

芝浦工業大学(小口泰平)

千葉大学(丸山工作)
東京歯科大学(石川達也)
東京神学大学(松永希久夫)
同志社女子大学(児玉実英)
獨協大学(木下光一)
明治大学(栗田健)
立教大学(塚田理)
龍谷大学(北畠典生)

2 相互評価の結果の概要

各分科会では、大学を、「教育研究の改善・改革の達成度が高い」、あるいは「教育研究の改善・改革の推進についての努力が十分認められる」として評価するか、「改善・改革について一層の努力が求められる」としてさらなる改善を促すといったように、「教育研究の改善・改革の達成度」の視点を中心にして評価を行いました。

その結果、助言については、長所の指摘にかかるもの、問題点の指摘にかかるものとともに全大学に対して行いました。また、勧告を付した大学は13大学、参考意見を付した大学は13大学となりました。

なお、この助言・勧告、参考意見の基本的な方針は、以下のとおりです。

まず、各分科会の主査報告の総合評価を過不足なく反映させた内容の文章を概評として掲げました。

次に、助言には、長所の指摘にかかるもの、問題点の指摘にかかるものの2種類があり、相互評価委員会としては、このうちの長所の指摘にかかる部分に重点を置いて数多くの助言を行っております。

問題点の指摘については、横並び判断事項を作成し、「学部学生の受入れの適正化」、「大学院の収容定員未充足」、「推薦・編入・留年状況」、「大学院の学位授与の基準」、「教員の研究活動」等についてその指摘を行いました。

勧告事項についても、横並び判断事項を作成し、勧告は、ぜひ改善を願いたいというものに限りこれを付すという方針をとっています。

今年度については、「学生の受入れの適正化」、「教員組織の充実」、「教員の年齢構成の適正化」、「施設・設備の充実」、「図書館の座席数の増加」等について勧告が付されました。

なお、勧告もしくは問題点の指摘にかかる助言を付された大学は、3年後にそれらの事項について改善報告書を提出することになっています。

- 3 第2回加盟判定審査を申請して維持会員に加盟・登録された大学
(大学五十音順、() 内は大学基準協会に対する代表者(加盟判定審査申請当時))
- 青森公立大学(加藤勝康)
亜細亞大学(服部正中)
石巻専修大学(小倉保己)
熊本県立大学(手島孝)
駒澤女子大学(東隆真)
拓殖大学(大堺利實)
中央学院大学(生田富夫)
名古屋学院大学(佐藤自郎)

4 加盟判定審査の結果の概要

上記8大学の維持会員への加盟・登録を認めるに際しては、当該大学の改善・充実のために次のとおり勧告・助言を付すこととなりました。

まず、改善を求めるために勧告を付した大学は5大学、長所に関する助言を付した大学は7大学、問題点の指摘にかかわる助言については、8大学です。

このうち、勧告を付した項目は、「学生の受入れの適正化」、「研究活動の活性化及び研究条件の改善」、「教員組織の充実」、「施設・設備の改善」、「図書等の資料及び図書館の充実」に関するものです。

また、大学の持つ長所として指摘した項目には、「理念・目的」、「学生の受入れ」、「教育課程及び履修方法等」、「施設・設備」、「図書等の資料及び図書館」、「学生生活への配慮」、「国際交流への取り組み」が挙げられます。

助言のうち、問題点を指摘した項目には、「学生の受入れの適正化」、「教育課程及び履修方法等の改善」、「研究活動の活性化及び研究条件の改善」、「教員組織の充実」、「施設・設備の改善」、「図書等の資料及び図書館の充実」、「学生生活への配慮」、「生涯学習への対応」、「管理運営の適正化」が挙げられます。

なお、各大学への勧告・助言は、次のような方針にもとづいて作成されました。

1、勧告・助言には、各分科会の主査報告の総合判定を総合して策定した前文を付す。

2、その前文では、点検・評価の結果を生かして大学の質的向上を図るように一層の努力を期待する内容の一文を盛り込む。

3、勧告及び助言については、加盟判定審査が資格判定的性格を有しているという点に鑑み、これまでの適格判定の方針をふまえつつ、従来勧告してきた事項について、勧告として付するのが適当であるか、あるいは問題点の指摘にかかわる助言として付するのが適当であるかを慎重に判断する。

なお、勧告もしくは問題点の指摘にかかわる助言を付された大学は、相互評価の場合同様、3年後にそれらの事項について改善報告書を提出することになっています。

大 学 学 部 数

平成10年4月1日現在

維持会員	国立	公立	私立	放送大学	計
大学数	28	12	180		220
学部数	206	49	648		903
賛助会員	国立	公立	私立	放送大学	計
大学数	68	23	163		254
学部数	165	45	290		500
未入会大学	国立	公立	私立	放送大学	計
大学数	3	26	101	1	131
学部数	1	43	139	1	184
合 計	国立	公立	私立	放送大学	計
大学数	99	61	444	1	605
学部数	372	137	1077	1	1587

- ◇ 維持会員 220大学 (全大学中、36.4%)
- ◇ 賛助会員 254大学 (全大学中、42.0%)
- ◇ 未入会大学 131大学 (全大学中、21.7%)